

特定非営利活動法人 Linkaid Sign 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Linkaid Sign と表記し、リンケイド サインと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害を持つあらゆる人々に対して、手話や口話や文字などを利用し周囲の情報を聴覚障害者に正確に伝え、また逆に聴覚障害者の発言を音声に変えるなど、その場にいる人々に、平等かつ正確に満遍なく情報を伝え、かつ現代社会において重要な多様性を取り入れ、安心して暮らせるよう生活の質を上げるための事業を行い、「情報保障に重きを置く」ことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 災害救援活動
- ④ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑤ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 手話教室関連事業
- ② 要約筆記関連事業
- ③ 通訳派遣事業
- ④ 手話通訳技術スキルアップ勉強会
- ⑤ 手話通訳情報交換の場
- ⑥ 介護ヘルパー関連事業
- ⑦ ろう LGBT 関連事業
- ⑧ 老人ホーム設立関連事業
- ⑨ 就労支援関連事業（ホテル室内クリーニング&賃貸マンション空室クリーニング等）
- ⑩ 災害対策事業
- ⑪ Onore & Art Create（アート関連）事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（理事、監事、社員及び一般会員を含む。）とする。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）等の方法により表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに、残存する財産は総会で議決したものに譲渡する。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 相 良 溪
副 理 事 長 相 良 まど香
理 事 濱 田 拓 也
理 事 松 本 郷
理 事 酒 匂 美也子
理 事 小 田 玲 子
監 事 薮 朋 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 月会費 2,000 円 (年 24,000 円)

 年会費 20,000 円

(2) 賛助会員 月会費 1,000 円 (年 12,000 円)

 年会費 10,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

役職名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理 事	相 良 溪		無
理 事	相 良 まど香		無
理 事	濱 田 拓 也		無
理 事	酒 匂 美也子		無
理 事	松 本 郷		無
理 事	小 田 玲 子		無
監 事	薮 朋 子		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

設立代表者 相良 溪

1 趣旨

あらゆる聴覚障害者は手話や口話や筆談などの伝達手段を使用しない限り、情報が伝わらず、社会的に孤立しがちである。一般社会にその必要性を訴えるとともに、我々が安心して暮らせるよう正確にかつ的確に伝える環境を整えなければならない。

また昨今、全国的に災害が多くなってきており、明日は我が身と言われても仕方ない状況にまできている。行政や消防署、警察等と連携できる環境づくりが急務である。

このような問題を解決する為には、一般社会に向けて聴覚障害者の存在を知ってもらい、コミュニケーションの手段を学んで頂く事で理解を深め広く普及していく必要がある。その為には法人格を設立し、活動することで組織を発展し、確立することができ、問題解決につながれると考える。

2 申請に至るまでの経過

令和6年に有志が集い活動開始。

何度か会議を重ねながら役員を増やしてきた。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

NPO活動に係る事業については、一般市民の皆様により聴覚障害者に対する理解をいただき親近感を感じていただく交流の場としてマルシェに出店、そして聴覚障害者と手話学習者が一体となって学ぶといったディスカッション形式の手話教室運営からスタートして基盤を固めていく。

下記に記載のない、手話通訳派遣事業・介護ヘルパー事業・ホテルクリーニング事業等は順次取り入れていきます。

II 事業の実施に関する事項

1 NPO活動に係る事業

(1) 手話教室運営（手話教室関連事業）

【内 容】 聴覚障害者と手話学習者が集い、交流することで手話レベルアップを目指す。

【実 施 場 所】 株式会社 Re' Lien 事務所3階 等

【実 施 日 時】 フリートーク形式：月1回

ディスカッション形式：月1回

【事業の対象者】 聴覚障害者・手話学習者

【収 入】 ディスカッション形式

正会員 0円

賛助会員 6,000円（100円×5名×12ヶ月）

一般市民 30,000円（500円×5名×12ヶ月）

フリートーク形式

正会員 0円

賛助会員 6,000円（100円×5名×12ヶ月）

一般市民 30,000円（500円×5名×12ヶ月）

【支 出】 消耗品費 5,000円（筆記用具・領収書等）

(2) 通訳派遣事業

【内 容】 行政から派遣不可の現場へ手話通訳派遣できる環境の整備

- 【実施場所】 通訳派遣希望者が指定する場
- 【実施日時】 通訳派遣希望者が指定する日時
- 【事業の対象者】 聴覚障害者・手話通訳者・士
- 【収入】 200,000 円(通訳派遣時間によって不定)
- 【支出】 150,000 円(業務委託費)

(3) Onore & Art Create (アート関連) 事業

- 【内容】 正会員の持つ専門性や特性を活かし、共に学び成長できる場の企画
- 【実施場所】 企業・団体又は個人が主催するマルシェやイベント開催場所
- 【実施日時】 開催日
- 【事業の対象者】 正会員・一般市民
- 【収入】 50,000 円 (ワークショップや物販の売上)
- 【支出】 25,000 円 (出店料・材料費等)

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

I 事業の実施方針

当法人の翌年度の実施方針は、初年度に確立した基盤を活かし活動の定着と質の向上に重きを置く。特に会員の満足度を維持・向上させるために活動回数の倍増及び新規会員の獲得を行い、収支の安定化に向けた資金基盤の強化も含めて事業を推進する。

II 事業の実施に関する事項

1 NPO 活動に係る事業

(1) 手話教室運営（手話教室関連事業）

【内 容】 聴覚障害者と手話学習者が集い、交流することで手話レベルアップを目指す。

【実 施 場 所】 株式会社 Re' Lien 事務所3階 等

【実 施 日 時】 ディスカッション形式：月2回

フリートーク形式：月2回

【事業の対象者】 聴覚障害者・手話学習者

【収 入】 ディスカッション形式

正会員 0円

賛助会員 12,000円（100円×5名×12ヶ月・月2回）

一般市民 60,000円（500円×5名×12ヶ月・月2回）

フリートーク形式

正会員 0円

賛助会員 12,000円（100円×5名×12ヶ月・月2回）

一般市民 60,000円（500円×5名×12ヶ月・月2回）

【支 出】 消耗品費 5,000円（筆記用具・領収書等）

(2) 手話通訳養成講座（手話教室関連事業）

【内 容】 手話通訳者・手話通訳士を目指す学習者。

【実 施 場 所】 株式会社 Re' Lien 事務所3階 等

【実 施 日 時】 10回コース

【事業の対象者】 手話学習者

【収 入】 200,000円（2,000円×10回×10名）

【支 出】 講師謝礼金・消耗品費等

謝礼金 100,000円（10,000円×10回）

消耗品費 10,000円

(3) 通訳派遣事業

- 【内 容】 行政から派遣不可の現場へ手話通訳派遣できる環境の整備
- 【実 施 場 所】 通訳派遣希望者が指定する場
- 【実 施 日 時】 通訳派遣希望日時
- 【事業の対象者】 聴覚障害者・手話通訳者・士
- 【収 入】 400,000 円(通訳派遣時間によって不定)
- 【支 出】 400,000 円 (業務委託費)

(4) Onore & Art Create (アート関連) 事業

- 【内 容】 正会員の持つ専門性や特性を活かし、共に学び成長できる場の企画
- 【実 施 場 所】 企業・団体又は個人が主催するマルシェやイベント開催場所
- 【実 施 日 時】 開催日
- 【事業の対象者】 正会員・一般市民
- 【収 入】 50,000 円 (ワークショップや物販の売上)
- 【支 出】 25,000 円 (出店料・材料費等)

(5) 災害対策事業

- 【内 容】 近年、日本各地で自然災害が頻発している現状を受け止め、行政、企業、そして一人ひとりの住民レベルにおいて防災・減災意識を高める企画
- 【実 施 場 所】 株式会社 Re' Lien 事務所 3 階 等
- 【実 施 日 時】 3 ヶ月毎開催日
- 【事業の対象者】 正会員
- 【収 入】 防災グッズ(100,000 円)
- 【支 出】 防災グッズ等の仕入れ等(50,000 円)

初年度活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

(単位:円)

科目	金額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(20名)	¥100,000		
賛助会員受取会費(10名)	¥100,000	¥500,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	¥80,000		
受取寄付金施設等受入評価益	¥20,000	¥100,000	
3. 受取助成金			
受取民間助成金	¥0	¥0	
4. 事業収益			
手話教室事業収益	¥72,000		
手話通訳派遣事業収益	¥200,000		
Onore & Art Create 活動収益	¥50,000	¥322,000	
5. その他収益			
受取利息	¥0		
雑収入	¥0	¥0	
経常収益計			¥922,000
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
消耗品費	¥100,000		
広告宣伝費(マルシェ出店料)	¥25,000		
通信費			
(Microsoft365ビジネススタンダードサブスクリプション)	¥13,700		
(Zoom Proプラン)	¥11,991		
(切手・ゆうパック・配達料等)	¥10,000		
業務委託費			
(手話通訳派遣事業)	¥100,000		
(龍己協会)	¥50,000		
(謝礼・¥20,000×12ヶ月)	¥240,000		
施設等評価費用	¥20,000		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥570,691		
事業費計		¥570,691	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
使用料及び賃借料(¥15,000×12ヶ月)	¥180,000		
通信費			
(Microsoft365ビジネススタンダードサブスクリプション)	¥13,700		
(Zoom Proプラン)	¥11,991		
(切手・ゆうパック・配達料等)	¥10,000		
減価償却費	¥0		
支払利息			
その他経費計	¥215,691		
管理費計		¥215,691	
3. 予備費	¥92,000		
経常費用計		¥92,000	
当期経常増減額			¥878,382
III. 経常外収益計			¥43,618
1. 固定資産売却益		¥0	
経常外収益計			¥0
IV. 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		¥0	
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥13,618
設立時正味財産額			¥140,000
次期繰越正味財産額			¥183,618

翌年度活動予算書
令和9年1月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 Linkaid Sign

(単位:円)

科目	金額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(40名)	¥800,000		
賛助会員受取会費(20名)	¥200,000	¥1,000,000	
.....			
2. 受取寄付金			
受取寄付金	¥200,000		
受取寄付金施設等受入評価益	¥20,000	¥220,000	
.....			
3. 受取助成金			
受取民間助成金	¥0	¥0	
.....			
4. 事業収益			
手話教室事業収益	¥144,000		
手話通訳養成事業収益	¥200,000		
手話通訳派遣事業収益	¥100,000		
Onore & Art Create 活動収益	¥50,000		
災害対策事業	¥100,000	¥894,000	
.....			
5. その他収益			
受取利息	¥0		
雑収入	¥0	¥0	
.....			
経常収益計			¥2,114,000
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
.....			
人件費計	¥0	¥0	
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
消耗品費	¥200,000		
広告宣伝費(マルシェ出店料)	¥25,000		
通信費			
(Microsoft365ビジネススタンダードサブスクリプション)	¥13,700		
(Zoom Proプラン)	¥11,991		
(切手・ゆうパック・配達料等)	¥20,000		
業務委託費			
(手話通訳派遣事業)	¥300,000		
(龍己協会)	¥100,000		
(謝礼・¥50,000×12ヶ月)	¥600,000		
施設等評価費用	¥20,000		
支払利息	¥0		
防災グッズ購入費	¥50,000		
その他経費計			
事業費計		¥1,340,691	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
.....			
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
使用料及び賃借料(¥15,000×12ヶ月)	¥180,000		
広告宣伝費	¥10,000		
通信費			
(Microsoft365ビジネススタンダードサブスクリプション)	¥13,700		
(Zoom Proプラン)	¥11,991		
(切手・ゆうパック・配達料等)	¥20,000		
減価償却費	¥0		
支払利息			
.....			
その他経費計	¥235,691		
管理費計		¥235,691	
3. 予備費			
.....			
予備費計	¥210,000	¥210,000	
経常費用計			
当期経常増減額			¥1,786,382
III. 経常外収益計			¥327,618
1. 固定資産売却益		¥0	
.....			
経常外収益計			¥0
IV. 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		¥0	
.....			
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥327,618
前期繰越正味財産額			¥183,618
次期繰越正味財産額			¥511,236